

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人概要

(1) 名 称 医療法人成仁会 にしおか歯科医院

① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特別医療法人
☐出資額限度法人 ☒その他③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市宿町47番地1

(3) 設立認定年月日 平成11年8月26日

(4) 設立登記年月日 平成11年9月3日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	西岡 雄一郎	
理 事	西岡 絵里子	
理 事	柳井 顕弘	
監 事	中原 一也	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人成仁会 にしおか歯科医院	長崎市宿町47番地1	0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月29日	令和3年度決算の決定
令和4年11月29日	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
令和4年11月29日	理事、監事の選任の承認

法人名 医療法人成仁会 にしおか歯科医院
所在地 長崎市宿町47番地1

貸 借 対 照 表
(令和5年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	11,817	I 流動負債	38,488
II 固定資産	20,386	II 固定負債	529
1 有形固定資産	2,750		
2 無形固定資産	72	負債合計	39,017
3 その他の資産	17,564	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	-16,814
		繰越利益剰余金	-16,814
		純資産合計	-6,814
資産合計	32,203	負債・純資産合計	32,203

法人名	医療法人成仁会 にしおか歯科医院
所在地	長崎市宿町47番地1

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	46,361
2 事業費用	46,604
本来業務事業損失	243
事業損失	243
II 事業外収益	2,385
III 事業外費用	64
経常利益	2,078
IV 特別利益	
V 特別損失	
税金引前当期純利益	2,078
税法当人税	71
当期純利益	2,007

法人名 医療法人成仁会 にしおか歯科医院
所在地 長崎市宿町47番地1

財 産 目 録
(令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	32,203千円
2. 負 債 額	39,017千円
3. 純 資 産 額	-6,814千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	11,817
B 固定資産	20,386
C 資産合計	32,203
D 負債合計	39,017
E 純 資 産	-6,814

土地及び建物について、該当する欄に□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法人 成仁会にしおか歯科医院
長崎市宿町47-1

※医療法人整理番号 一 0 4 7 2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	西岡雄一郎	歯科医師	当法人理事長、不動産賃貸	賃借料の支払い	1,800		

不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人成仁会 にしおか歯科医院
理事長 西岡 雄一郎 殿

私は、医療法人成仁会にしおか歯科医院の令和4年会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実はありません。

令和5年11月28日

医療法人成仁会 にしおか歯科医院

監事 中原 一也

